

## 議案第14号

### 港区介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」といいます。）の一部改正に伴い、港区介護保険条例（平成12年港区条例第29号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 改正理由

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）における総給付費に基づき、第1号被保険者の保険料を定めました。また、政令の一部改正により、保険料率の算定に関する基準等が改められたため、条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 保険料率の該当年度を「令和6年度から令和8年度」に改めます。
- (2) 保険料を変更します。
- (3) 政令の一部改正により、保険料所得段階の第1段階及び第3段階の保険料率を引き下げます。
- (4) 保険料所得段階の第17段階の階層を3つの段階に細分化して、所得段階区分を現行の17段階から19段階とします。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

港区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第七条 令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万二千二百五十 六円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 四万二千二百四十円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 四万六千四百六十四円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万四千四百四十円</p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万六千八百円</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万六千四百十円</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、</p>	<p>(前略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第七条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万三千七百二十 三元</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 四万二千二百十七円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 四万八千七百十一円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 五万九千九百五十二円</p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万四千九百四十円</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 七万八千六百八十七円</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、</p>

その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 八万四千四百八十円

イ（略）

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 九万二千百六十円

イ（略）

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 八万二千四百三十四円

イ（略）

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 八万九千九百二十八円

イ（略）

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 十万七千五百二十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十二万二千八百八十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロに該当する者を除く。)

十一 次のいずれかに該当する者 十四万九千七百六十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ、第十

九 次のいずれかに該当する者 十万四千九百十六円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十一万九千九百四円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロに該当する者を除く。)

十一 次のいずれかに該当する者 十四万六千百三十三円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第

六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十八万四千三百二十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 二十二万二千七百二十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十六万千二百二十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口に該当する者を除く。）

十六号口に該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十七万九千八百五十六円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 二十一万七千三百二十六円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十五万四千七百九十六円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

十五 次のいずれかに該当する者 三十万三千三百六十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロに該当する者を除く。)

十六 次のいずれかに該当する者 三十四万五千六百円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第十八号ロに該当する者を除く。)

十七 次のいずれかに該当する者 三十八万七千八百四十円

イ 合計所得金額が五千万円以上七千五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)(又は次号ロに該当する者を除く。)

十八 次のいずれかに該当する者 四十三万八千八十円

イ 合計所得金額が七千五百万円以上一億円未満であり、かつ、

十五 次のいずれかに該当する者 二十九万六千十三円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)(又は次号ロに該当する者を除く。)

十六 次のいずれかに該当する者 三十三万七千二百三十円

イ (略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)(に該当する者を除く。)

前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（一）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十九 前各号のいずれにも該当しない者 四十七万二千三百二十円  
2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、一万九千二百円とする。

3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万四千五百六十円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八十円とする。

（中略）

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得等があつた場合）

第九条（略）

2（略）

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定

十七 前各号のいずれにも該当しない者 三十八万二千百九十四円  
2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、一万八千七百三十五円とする。

3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万三千七百二十三円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万四千九百六十四円とする。

（中略）

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得等があつた場合）

第九条（略）

2（略）

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定

する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第二号口、第三号口、第四号口若しくは第五号口又は第七条第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口若しくは第十八号口に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第一号から第十八号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(後略)

付則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第二号口、第三号口、第四号口若しくは第五号口又は第七条第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口若しくは第十六号口に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第一号から第十六号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(後略)